

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会設置要項

(設置)

第1条 熊本県内における後発医薬品の安心使用方策を検討するため、有識者、関係団体、一般県民等による熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 協議会は、次の事項について協議、調整を行う。

- (1) 後発医薬品の安心使用方策の検討に関すること
- (2) 後発医薬品に係る情報交換、啓発に関すること
- (3) その他後発医薬品の安心使用に関し必要なこと

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる有識者、関係団体及び一般県民のうちから知事が委嘱する。

- 2 定数は15名以内とする。
- 3 協議会に会長、副会長を置く。
- 4 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱された日から、当該委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補助委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第7条 協議会に、後発医薬品の安心使用を促進するため後発医薬品検討部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会及び部会の事務局は、健康福祉部健康局薬務衛生課に置く。

(細則)

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

附 則

この要項は平成21年（2009年）2月13日から施行する。

附 則

この要項は平成23年（2011年）4月1日から施行する。

附 則

この要項は平成24年（2012年）4月1日から施行する。

附 則

この要項は平成25年（2013年）4月1日から施行する。

附 則

この要項は平成27年（2015年）4月1日から施行する。

附 則

この要項は平成29年（2017年）4月1日から施行する。

附 則

この要項は平成31年（2019年）4月1日から施行する。

附 則

この要項は令和3年（2021年）4月1日から施行する。

附 則

この要項は令和5年（2023年）4月3日から施行する。